

令和4年度第1回 山口市成年後見制度利用促進協議会 議事概要

開催日時	令和5年2月7日（火）14時～15時30分
開催場所	山口総合支所 3階 第11会議室
出席者	<p>【委員】</p> <p>内田充範委員（会長）、濱田隆弘委員、佐々木利久委員、池永泰典委員、佐藤博章委員、高松亜希子委員、水津利章委員、重本圭子委員、津田安史委員、武本将秀委員、増本好夫委員</p> <p>【オブザーバー】</p> <p>山口家庭裁判所 平林首席書記官、常岡主任書記官</p>
事務局	山口市健康福祉部高齢福祉課
議事次第	<p>1 開会</p> <p>2 議事</p> <p>（1）山口市成年後見制度利用促進基本計画に基づく取組について</p> <p>（2）受任調整会議の運営について</p> <p>（3）持続可能な権利擁護支援モデル事業の実施について</p> <p>3 その他</p> <p>4 閉会</p>
議事概要	<p>1 開会</p> <p>・山口市健康福祉部長挨拶</p> <p>2 議事</p> <p>（1）山口市成年後見制度利用促進基本計画に基づく取組について</p> <p>・事務局から資料3の説明</p> <p>【会長】</p> <p>相談数は増えているが、一つの相談にどのくらいの時間がかかるのか。</p> <p>【事務局】</p> <p>相談内容にもよるが、しっかりと現状を聞くところから始めると1回の相談に30分以上かかることもある。加えて、1回の相談で終わらずに2回、3回となって一つのケースで時間がかかることもある。</p> <p>【会長】</p> <p>（相談）件数は実人数と書いているが、1人の方が複数回関わると、</p>

それもカウントされた数字か。

【事務局】

何回もという方は含まれていない。初回の相談件数だけカウントしている。

【会長】

それは相当の件数になるような気がする。いわゆるプライバシーが守られるような相談室は用意されているか。

【事務局】

現状、福祉総合相談窓口でお受けするか、場合によっては健康福祉部内の相談室のようなところを利用して相談をお受けする形になっている。プライバシーは尊重させていただくが、少し使い勝手が悪いところもある。今市役所本庁舎の建て替えを計画しているので、新しい庁舎の方でしっかりと改善をしていきたい。

【A委員】

3 ページの相談者の割合では、後見人の方も 4.6%と、何か相談をされている。内容はどのようなものなのか。あと 4 ページの報酬助成の件数では、令和 3 年は 11 人のところが令和 4 年は 6 人となっている理由は何かあるのか。

【事務局】

1 点目の後見人からの相談について、まず報酬助成の対象になるかといった質問もあるし、後は市長申立てのケースも含め、今後の支援をどうやっていくのかといった相談をいただいている。

2 点目の報酬助成件数が減少している理由だが、今 12 月末現在の数字を載せている。その後にも 3 件、4 件あり、おおむね例年通りか、もう少し増える見込みになっている。

【オブザーバー】

令和 3 年 10 月から市長申立て以外の親族にも対象拡大したというところで、令和 4 年に実績として 2 人の事案について助成がされたということだが、この 2 人のケースというのは、例えば、後見人申立て支援で関わる中で助成の案内もされたという開始時の事案なのか、もしくは途中の開始以降の事案なのか。

【事務局】

一件は今年度初めて（報酬決定の）審判を受けたケースであったと記憶している。もう一件はおそらく継続案件で対象になったと考えている。

【オブザーバー】

最近あるケースとして、親族の後見人として活動されている中で、後見人ご自身が高齢化して、自分が続けられなくなってきたというときに、他に適切な親族の方がいないので専門職にお願いするしかないが、ご本人の財産が少ないのでためられる。実際のところ、代わってもらった専門職の方の報酬が出せないとお悩みの後見人の方は結構いる。そういう方について、例えば、山口市にお住まいの方については報酬助成の対象になる可能性もあるという案内が可能であれば適切な後見人の交代ができると裁判所としては思う。そういったケースでも対象になりうると理解してよろしいか。

【事務局】

親族の後見人から専門職にバトンタッチされた場合は、他の要件が満たしていれば対象になると考えていただいて構わない。

(2) 受任調整会議の運営について

・事務局から資料4、資料5の説明

【オブザーバー】

3 ページの⑨の事案で、裁判所の選任が推薦の職種と違うということで、そちらからの問い合わせに対して裁判所の方で説明させていただいたと報告を受けているが、専門職が変わったことで何かそちらで支障なり、何かあったということはないか。

【事務局】

特にはない。

【オブザーバー】

そういう説明で一応そちらの方では納得、ご理解いただいたということによろしいか。

【事務局】

こちらもよく理解でき、司法書士の先生にも引き継ぎをさせていただいている。

【オブザーバー】

実際ご本人さんと直接会われて、色々とケアされている方からは、こういった情報などを入手される仕組みになっているのか。

【事務局】

成年後見センターの職員が受任調整会議にかけるまでに本人情報シートであるとか、あるいはご本人さんとの面談であるとか、関わっている方とお話をさせていただき、その情報を持って整理をして受任調整会議でお示しをしてご意見をいただくというような流れにしている。また、構成員の中に、市の基幹型地域包括支援センターそれから障がい者基幹相談支援センターの職員も入るので、ケースとして関わっている場合には情報提供をさせていただくということもある。

【委員】

⑤のケースの方は、診断書は補助で、受任調整会議は保佐で、実際には後見だったということで結構変わっているという印象がある。お医者さんが補助だろうと判断をした根拠が分かれば教えてほしい。私が別のケースで関わっている中でも、ご家族が後見人を付けたいと言ったら、主治医がこの人はそんな対象でないからと断られたという話も聞いたりする。

【事務局】

このケースでは診断されたときに、ドクターの前では意思疎通ができるような感じだったが、実際は、センター職員が面談したときも短期記憶がかなり衰えていた。ただ、その場ではちゃんと意思が疎通できたので医師は判断能力があると判断されたのではないかと思われる。

【委員】

お医者さんとの連携という部分も山口市内は大丈夫と思うが、他市に行ったら結構難しかったりするケースがある。普及啓発のところで、医療機関の実際の事案で、こういうふうになることもあるということも出来たらいいと思う。

【委員】

今後の運営のところで、私も受任調整会議に出席し、いろいろな意見を言っているが、今日初めて家裁の実際の審判内容を承知した。家裁の実際の審判結果については、受任調整会議に出ているメンバーの方に一応報告をした方がいいと感じた。

【事務局】

今回の協議会でお示した資料については、受任調整会議の方でもお示しをしたいと思っている。今回大方1年通じての結果のバックということになったが、どういうふうに受任調整会議の方でお示するかについてはもう少し考えたい。

【委員】

受任調整会議で決定した専門職で申し立てがなされて、その専門職ではない形で家裁が判断するとなったときは家裁と市の後見センターの方でやりとりをされるという認識でよろしいか。

【オブザーバー】

裁判所の方では当然、受任調整会議であがってきた方と違う方を選任するときには、今回もお問い合わせをいただいたが、本来、裁判所からも変わった理由等を説明するというふうに考えている。決定的齟齬がないようにということを目指している。

【委員】

家庭裁判所で決めていく過程は、受任調整会議と同じような専門職とか構成団体を作って実施されているのか。

【オブザーバー】

元々は裁判所が選任していたので、裁判所が選任してきた視点とか観点とか考え方を示した選任イメージ図というものを、裁判所の思考過程というものを市に提供している。それを参考に受任調整会議でご検討、ご推薦いただいている。そこでお互いの考え方などに齟齬がないように準備を進めてきた。

- (3) 持続可能な権利擁護支援モデル事業の実施について
・事務局から資料6の説明

【オブザーバー】

成年後見にいく前に、いろんなケースで、自立支援事業と成年後見

で振り分けを検討されると思うが、その振り分けを行う場面はどういった会議か。

【事務局】

日常生活自立支援事業については、契約能力、判断能力のある方を対象にされていると認識をしている。

【委員】

日常生活自立支援事業、今山口では地域福祉権利擁護事業という名称で実施しているが、参考までに、来年4月からは全国的に言われている日常生活自立支援事業という名称になる。この対象については、市社会福祉協議会に専門員がおり、面談をして会話のやりとり、基本調査の中で、判断能力、意思決定能力をある程度有するということで第一段階の判断をするが、最終的には県の社会福祉協議会の有識者の中で、対象の方が意思、判断能力を持ってこの事業契約をする能力を持っているか、適切かどうかということ判断される。市社会福祉協議会の相談、そして県社協の判断というところで決定していくものである。これは判断能力がない、厳しいというところで成年後見がふさわしいということであれば、有識者会議の方で（成年後見に）繋げるように判断されて、市社会福祉協議会と関係機関が連携して繋げるという流れになっている。

【委員】

6ページの資料で、③（権利擁護・金銭管理に精通した専門職等）は（本モデル事業を）委託する市社協のイメージでいいのか。

【事務局】

③については、ご本人さんの意思決定支援の部分であるとか生活支援の部分が適正に行われているかどうか、成年後見制度であれば当然家裁の方に資料提出されて、それをチェックできるわけで、この事業だとそういった部分をどこが担うのかということもあわせて検討していかないといけないと思っている。③については、市社協さんをお願いするというのも可能性としてはあるし、例えば今ある受任調整会議を活用していくという可能性もあると思っている。今そういった可能性をいくつか上げておいて、実際にどう動かしていくのがいいのかということモデルとして検討していきたい。

【委員】

③は後見で言えば家裁のような、ある程度監督ができるところが担って、①と②の意思決定サポーターと生活支援サービス事業者がそれぞれご本人さんと契約するのか。その辺り何かイメージがあれば伺いたい。

【事務局】

イメージ図で①と②をそれぞれ動かしていくということは、割とすぐにはできると思えるが、そこを一つの仕組みとして上手く連携できるような形で整えていくというところがこの事業で取り組むべきところだと思っている。どういうふうに連携していくのか、実施主体をどうするのか、それが市なのか、市社協さんなのか、あるいは別の団体を立ち上げるのか、そういったところも含めて検討していきたいと思っている。

【委員】

生活支援サービス事業者は、相談支援とか障害福祉の事業所、介護保険サービスの事業所が想定候補者ということだが、これは実際にモデル事業が動いていく、実施するとなったときに、そういう事業者にアナウンスをして何らかの契約を交わしてやっていくようなイメージか。

【事務局】

来年度、まずそういった事業者さんにこのモデル事業のことをご説明し、アンケートなりヒアリングなりをして実情を把握させていただきたい。その中でどういうふうに連携させていただくことが可能かということワーキング等で検討し、その都度お返しをしていくような形になっていくと思う。

【委員】

例えば、病院で本人にお金がないから、立て替えて後で返してもらうとか、そういう実際にしょうがないからやっているようなことを含めてというようなイメージですね。

【委員】

私は日ごろケアマネジャーとして活動しているので、②の生活支援サービスの内容はほとんどできないことと考えている。私たちがしてくださいと言われていつも断っている内容がほとんどなので、しっかりヒアリングをしていただくことが必要。介護保険サービス事業とい

っても訪問、通所、施設、居宅とある。今から身寄りのない方は本当に増えてくるだろうと思うので、しっかりヒアリングと、私たちと打ち合わせをさせていただきながら、一時間そこらの研修では周知というか熟知できないと思うので、しっかりと研修に組んでいただくことが必要と思う。

【オブザーバー】

6 ページの事業イメージは、自立支援事業も、後見制度も含めた全体的な事業というイメージでよろしいか。

【事務局】

成年後見制度それから日常生活自立支援事業の制度に載らないといった方をターゲットにした事業を検討していきたいと考えている。

【オブザーバー】

将来、市民後見人ということも触れてあるが、市民後見人に関しては、県と協議を進めており、これは非常に大きな問題で、山口県内は19市町があり、小規模の市町が全国で見ても多いという実情がある。単体で市民後見人の組織作りをするというのは非常に困難と裁判所も考えており、そこに県のサポートは当然要るだろうと考えている。そういったところをブロックで行うのか、県全体で行うのか、バックとなる組織作りをどうするのかということも含めて、裁判所が最終的に選任をする関係もあるので、県と協議をしながら進めている。市の方でこの事業の一環として、いろいろ検討を進めるのであれば県ともある程度情報交換しながら、県とだぶってしまって無駄になったということにならないようにした方がいいと思う。

【事務局】

県の方が市民後見人の関係でいろいろと検討されているという情報はこちらもいただいているので、重複とか無駄なことがないようにはさせていただきたい。

【会長】

9 ページのスケジュールを見ると、令和7年度に実証事業という形になるが、令和8年度から実際にそれが事業化、国の事業といった形で正式な制度として動き出すのか、その辺のところはまだ決まっていないのか。

【事務局】

国の方も今年度からモデル事業ということで実施されており、来年度も同様にモデル事業として予算を計上されるということについては把握をしている。市の方も来年度の予算についてはこれから議会の方で審議をいただくところなので、そういった手続きを経て国の方にも応募していきたいと考えている。国の方もモデル事業として実施をしていったところをある程度仕組みとして作っていきたいと考えているようなので、もしその仕組みというか制度というふうになれば、予算の手当も検討されていくと思っている。実際それがどうなるのかというのはまだ国の方の様子も見ないといけないし、実際に動かしていくときに市の方がどのくらいその予算を計上していかないといけないのかということについても、国の動きを見ながら検討していくような形になっていくと思う。

【会長】

今モデル事業として取り組んでいる自治体では、すでに6ページのようなことが行われているのではなく、来年度から山口市でスタートすることが進んでいるという進み具合か。

【事務局】

先進地の方もだいたい6ページのような形でモデル事業として進められる中で、例えば利用料がどのくらいなのかとか、どういった課題があるのかとか、クリアしなければいけないこともいろいろあるので、そういったことを検討したり詰めたりしながら、定期的に国と実際取り組まれている自治体とで情報交換をしながら進められているという状況で、制度として何か提示できているかということとそこまではまだ聞いていない。市の方もモデルとして取り組むのに3年ぐらいはかかるだろうというところであげているが、もしかすると国の方が早めに制度設計をされれば、前倒しになるという可能性もあると思っている。

【委員】

チームとしての支援というのが非常に重要なキーワードになると感じた。私は、日ごろ生活困窮者支援の取り組みをしている。そこで一番気をつけないといけないのは、それぞれのケースで様々なニーズ、支援が必要になるが、そこで決して俗人的な支援になってはいけない。例えば、受任調整会議の資料の中にもチーム支援の体制作りというのが重要ということがあった。それから（持続可能な権利擁護支援モデル）事業のイメージ図の中でもいろんな社会資源が関与していくとい

	<p>うことが誠に大切だと思う。特に制度の狭間だとかで制度を利用できない、あるいはどこにも繋がっていない人を、潜在化しているものを顕在化させていく網にもいろんな支援チーム、そういうパッケージというか社会資源が横で連絡をしながらやっていくのが重要になってくる。そこが繋がれば、少しずつ解決していける支援に繋げていけることがありえると思う。そういった観点からも、やはりチーム支援。一つの事業所がかかえこむのではなくて、チーム支援というのをキーワードにしながら取り組んでいくことが大事と感じた。</p> <p>【会長】 今チームでの支援というふうに言われた。貴重なご提言と思うので、事務局の方で、それをワーキングなどで取り上げ、提案しながら、こういった形で実証事業としてやるのかの参考にさせていただきたいと思う。</p> <p>【委員】 私たちケアマネは、6 ページにある生活支援サービス事業者の緊急連絡先の対応や重要な説明や契約の立会い、あと病院受診とか入院の付き添いという場合に、どうしても身寄りのない方や、金銭的な問題がある方というか低所得の方については、有料なヘルパーを使うことが出来なくてケアマネに負担がかかるということが多くあるので こういった制度をつくっていただけると、その方だけに偏らずに、均等なサービスが対象者にわたっていくと思うので、ぜひ、こういう事業を早めに立ち上げていただければ助かる。</p> <p>3 その他</p> <p>4 閉会</p>
配布資料	<p>議事次第</p> <p>資料1_山口市成年後見制度利用促進協議会委員名簿</p> <p>資料2_山口市成年後見制度利用促進協議会設置要綱</p> <p>資料3_山口市成年後見制度利用促進基本計画に基づく取組について</p> <p>資料4_受任調整会議の運営について（案）</p> <p>資料5_山口市成年後見制度利用促進協議会受任調整会議運営要領（案）</p> <p>資料6_持続可能な権利擁護支援モデル事業の実施について（案）</p> <p>参考資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受任調整会議構成員名簿